

## 第 29 回医療倫理委員会

日 時：令和 3 年 12 月 7 日(火)～12 月 14 日 (火)

場 所：イントラネット上での会議・審査

出席者：根津院長、弓場副院長、柳副院長、関井副院長、松本副院長、坪田医務局長  
雨宮健康管理センター所長、富田事務局長、大谷看護局長、竹内薬剤部長、  
木原総務課長

書記：総務課／木原

議題： 当院における鼠径部子宮内膜症 23 症例の治療経験

(責任医師/申請医師 岩井 夏実 婦人科医師)

### ◇医療行為等の概要

○医療行為等の対象及び実施場所

実施場所：大阪中央病院 婦人科

○医療行為等における医学倫理的配慮について

①医療行為等の対象となる個人の人權擁護

発表データに個人情報を含まない。

②医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

オプトアウトによる。

③医療行為等によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

後方視的研究であるため必要なし。

④予測される医学上の貢献

症例の乏しい鼠径部子宮内膜症に関するデータ集積、知見を深める一助となると考える。

### ◇医療倫理委員会での審査を必要とする理由

本件は、一定数以上の症例を対象とした論文投稿のために申請されたものである。

### ◆審査結果

承認（詳細は別紙「医療倫理委員会審査結果通知書」参照）

以 上